

質問に対する回答書

工事等番号 令和4年度 下工公補継第3号

工事等件名 半田川田第1雨水幹線築造工事（その2）

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

No	設計図書等のページ箇所	質問内容	回答
1		施工計画の質疑回答で、補助地盤改良工が不要な工法を選定しているという回答でした。再検討の結果、補助地盤改良等が別途必要となった場合は設計変更の対象と考えれば宜しいでしょうか。ご教示願います。	設計書のとおりです。
2	参考資料 P18、611、614、617、629	工事費積算参考資料 P18 組立3号マンホール(1)単-388(P.611)、組立3号マンホール(2)単-339(P.614)、組立4号マンホール単-340(P.617)、特殊マンホール(M22-1)単-347(P.629)単価表に石張りが計上されていますが、各施工面積をご教示ください。	石張りの施工面積について、M22-1は7.48m ² 、M12-1は2.54m ² 、取水1及び取水2は1.74m ² となります。
3	設計書 P63	用地関係で取水1発進立坑のヤード使用期間は令和6年12月～令和7年1月となっています。官有地(道路上)での作業は使用期間以外でも可能でしょうか。	使用期間以外でも使用可能ですが、道路管理者が指定する工事抑制期間については、工事ができません。
4	参考資料 P102	埋設物防護において、吊桁及び棚桁、ボルトが計上されていますが、設置・撤去の費用は計上されているのでしょうか。	設計書のとおりです。
5	参考資料 P57 設計書 P60	坑外作業の直線区間196mには軌道区間も含まれていますが、軌道区間は夜間の限定された時間内での作業となるため、坑外作業も別の歩掛で計上すべきと思われます。設計書のとおりに見積し、その必要があると判断された場合は変更対象と考えてよいでしょうか。	坑外作業については、設計書 P60のとおりです。

6	参考資料 P59、396	覆工セグメント<軌道区間>の切羽及び坑内作業について、夜間の表記がありませんが、夜間単価で計上されていると考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
7	参考資料 P619 図面 P22	M22-1 特殊マンホール上部ブロックの中に、FRP 製 中間スラブ φ 1200mm/ φ 600mm の計上がありますが、図面に使用場所が見当たりません。どこに使用しますか。ご教示願います。	別紙資料(1)のとおりです。
8	参考資料 P609、610、 611	組立マンホール数量の中で、上流部のマンホール削孔手間、鉄蓋調整金具、鉄蓋調整モルタルが入っておりません。ご教示願います。	設計書のとおりです。
9	参考資料 P5 設計書 P63	借地料として、市単独工事合計 679,700 円を計上しているとのことですが、特記仕様書に示されている仮設ヤード 3 箇所の借地料が、この金額で所有者と合意できていると考えてよいでしょうか。	設計書 P63 のとおりです。
10	参考資料 P1393 設計書 P63	交通誘導警備員 B は、交代要員なしの数量と考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
11	参考資料 P1385	強化プラスチック複合管の材料費が標準管の m 当り単価となっています。標準管 1 本を切管するか、短管 1 本分を計上すべきと思いますが、設計書どおりに見積すればよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
12	参考資料 P1578	機械投入埋戻工(バックホウ)100m ³ 当たりの m ³ 締固めは 100m ³ とすべきと思われるのですが、10m ³ になっています。設計書のとおり数量で見積すればよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
13	参考資料 P54	シールド機本体(管理区分 5)の合計金額をご明示ください。	シールド機本体の合計金額は 89,180,000 円として積算しております。
14	参考資料 P118、907	交通誘導警備員 B について、夜間の表記がありませんが、夜間単価で計上されていると考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
15		設計図書の照査を行い、設計の前提条件での施工が不可能となった場合、特記仕様書に記載があるように、津市設計変更ガイドラインに基づいて設計変更が実施されると考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。

16		<p>先の質疑回答において、泥濃式推進工 φ1200mm は補助地盤改良工が不要な工法との回答がございましたが、到達後の掘進機解体及び到達シュルター解体時に管内への地下水の流入の可能性が考えられます。</p> <p>補助地盤改良工の必要性については協議可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	No.1 の解答のとおりです。
17	<p>設計書 P66 参考資料 P6</p>	<p>特記仕様書（施工条件明示一覧表）のその他の項目には支給品ありとなっておりますが、工事費積算参考資料 p.6 ではなしとなっております。積算上考慮されている支給品があれば項目及び金額をご教示願えないでしょうか。</p>	<p>設計書 P66 のとおり、支給品は既設立坑 M22-1 の覆工板及び取水 1、取水 2 立坑の円形覆工板になります。支給品のため金額は計上しておりません。</p>
18	<p>参考資料 P6</p>	<p>処分費の控除なしとなっておりますが、補助対象工事の処分費が3千万円を超えているためありではないでしょうか。</p>	<p>参考資料 P6 「処分費の取り扱い」については、処分費の控除「(あり)」が正しい表記であり、参考資料のみの誤りであるため、予定価格の変更はありません。</p>
19	<p>参考資料 P53、381</p>	<p>第 12 号内訳書において、汚泥処分の管理費区分 無となっております。P.381、単-203 号には汚泥処分費が含まれており、その単価も管理費区分無となっておりますがよろしいでしょうか。</p>	設計書のとおりです。
20		<p>現場環境改善費の対象額が補助対象工事のみで 5 億円を超えてしまいます。市単独工事の現場環境改善費は 0 円となりますか、それとも市単独工事の対象額により計上するのかご教示願えないでしょうか。</p>	<p>補助対象工事及び市単独工事の対象額の合計から現場環境改善費率を算出し、それぞれの対象額を現場環境改善費に計上しております。</p>
21	<p>図面 P39、40</p>	<p>スライドゲートの材質等、詳細をご教示ください。</p>	<p>材質はガラス繊維強化プラスチックとなります。</p>
22	<p>参考資料 P5、1374</p>	<p>借地料は、M22-1、M12-1、取水 1、取水 2 の全て、もしくはどの箇所か、ご教示下さい。また、土地所有者と借地料が取り決められているのであれば、金額についてご教示下さい。</p>	<p>借地料は、M12-1、取水 1、取水 2 で計上しております。金額については、参考資料 P5 のとおり、679,700 円を計上しております。</p>